

## 平成29年度関西広域連合組織体制について

平成29年3月5日  
本 部 事 務 局

### 1 本部事務局

#### (1) 資格試験・免許事務の拡充

毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験（医薬品販売）の実施（平成31年度）に向け、資格試験・免許課に参事職を設置（1名）し、準備体制を充実させる。

#### (2) 地方分権対策の充実

広域計画等のフォローアップのため設置する関西創生会議（仮称）、政府機関等移転の支援、琵琶湖・淀川流域対策に係る調査、広域行政のあり方検討などを進めるため、計画課及び地方分権対策課の担当業務を見直す（政府機関等移転の支援に関する業務を計画課から地方分権対策課へ移管）。

#### ○ 組織図

現 行	改 正 案
<p><b>本部事務局長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次長（総括担当）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長 ————— 担当 4</li> <li>（企画課長） ————— 担当 5 ※次長（総括担当）が兼務</li> <li>資格試験・免許課長 — 担当 4</li> </ul> </li> <li>次長（計画・調整担当）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>計画課長 ————— 担当 5 ◇広域計画、<u>政府機関移転</u>、インフラ検討会</li> <li>（地方分権対策課長） ——— 担当 4 ※次長（計画・調整担当）が兼務 ◇国出先、<u>琵琶湖・淀川研究会</u></li> </ul> </li> </ul> <p><b>議会事務局長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（次長） ※本部事務局次長（総括担当）が兼務</li> <li>（総務課長） ————— 担当 1 ※本部事務局総務課長が兼務</li> <li>調査課長 ————— 担当 1</li> </ul>	<p><b>本部事務局長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次長（総括担当）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長 ————— 担当 4</li> <li>（企画課長） ————— 担当 5 ※次長（総括担当）が兼務</li> <li>資格試験・免許課長 — 担当 4                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>参事（新事務準備担当） ◇毒物劇物取扱者試験・登録販売者試験(医薬品販売) 実施準備</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>次長（計画・調整担当）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>計画課長 ————— 担当 5 ◇<u>関西創生会議</u>（広域計画等フォローアップ）、インフラ検討会</li> <li>（地方分権対策課長） ——— 担当 4 ※次長（計画・調整担当）が兼務 ◇国出先、<u>政府機関移転</u>、<u>琵琶湖・淀川調査</u>、<u>広域行政あり方検討</u></li> </ul> </li> </ul> <p><b>議会事務局長</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（次長） ※本部事務局次長（総括担当）が兼務</li> <li>（総務課長） ————— 担当 1 ※本部事務局総務課長が兼務</li> <li>調査課長 ————— 担当 1</li> </ul>

## 2 分野事務局等

### ○ 広域産業振興局（担当委員：大阪府知事）

府県市が実施する新商品調達認定制度（※）による認定商品を広域連合の域内に広報することで、関西企業の販路開拓を支援してきたが、商品の特性を熟知している各構成府県市がそれぞれの方法で周知を図る方が効果的と考えられることから、各構成府県市で行うこととし、新商品販路開拓支援課を廃止する。

現 行	改 正 案
<b>広域産業振興局長</b> （大阪府商工労働部次長） <ul style="list-style-type: none"> <li>— 産業振興総務課長 — 担当 4                （大阪府商工労働総務課長）</li> <li>— 産業振興企画課長 — 担当 6                （大阪府商工労働総務課参事）</li> <li>— 経済交流促進課長 — 担当 4                （大阪府立地・成長支援課長）</li> <li>— グリーン産業振興課長 — 担当 2                （大阪府新エネルギー産業課長）</li> <li>— ライフサイエンス産業振興課長 - 担当 4                （大阪府ライフサイエンス産業課長）</li> <li>— ものづくり支援課長 — 担当 10                （大阪府ものづくり支援課長）</li> <li>— <u>新商品販路開拓支援課長 - 担当 5</u>                （大阪府経営支援課長）</li> <li>— 参事（公設試連携担当）— 担当 2                （（地独法人）大阪府立産業技術総合研究所                経営企画室長）</li> </ul>	<b>広域産業振興局長</b> （大阪府商工労働部次長） <ul style="list-style-type: none"> <li>— 産業振興総務課長 — 担当 4                （大阪府商工労働総務課長）</li> <li>— 産業振興企画課長 — 担当 6                （大阪府商工労働総務課参事）</li> <li>— 経済交流促進課長 — 担当 4                （大阪府立地・成長支援課長）</li> <li>— グリーン産業振興課長 — 担当 2                （大阪府新エネルギー産業課長）</li> <li>— ライフサイエンス産業振興課長 - 担当 4                （大阪府ライフサイエンス産業課長）</li> <li>— ものづくり支援課長 — 担当 10                （大阪府ものづくり支援課長）</li> <li>— <u>（廃止）</u></li> <li>— 参事（公設試連携担当）— 担当 2                （（地独法人）大阪府立産業技術総合研究所                経営企画室長）</li> </ul>

※「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者」の販路開拓を支援するため、事業者を認定することで、その新商品を競争入札によらない随意契約により調達できる制度

### ○ エネルギー検討会（座長：滋賀県知事、大阪府知事）

水素エネルギーの利活用に向けた広域的な取組の検討を行うため、リーダー（企画参事）を滋賀県担当課長から大阪府担当課長とし、副リーダー（課長）を大阪府担当課長から滋賀県担当課長とする。

現 行	改 正 案
<b>エネルギー検討会（座長：滋賀県知事、大阪府知事）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画参事（広域エネルギー調整担当）— 担当 1                （滋賀県県民生活部エネルギー政策課主席参事）</li> <li>— 課長（広域エネルギー調整担当）                （大阪府環境農林水産部エネルギー政策課参事）</li> </ul>	<b>エネルギー検討会（座長：滋賀県知事、大阪府知事）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画参事（広域エネルギー調整担当）— 担当 1                （大阪府商工労働部新エネルギー産業課長）</li> <li>— 課長（広域エネルギー調整担当）                （滋賀県県民生活部エネルギー政策課長）</li> </ul>

（注）広域連合の職を兼務する府県職員の肩書きは、平成28年度の組織に基づくものであり、府県の平成29年度の組織改正により変更されることがあります。